

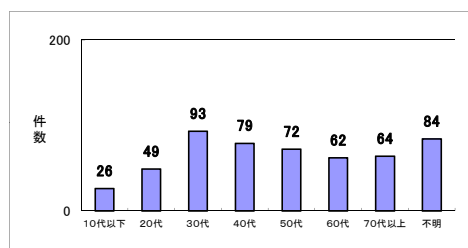
# 平成23年10月分の消費生活相談の概況

- 10月の相談件数は、529件で〈表1〉のとおりです。前年同月(500件)と比べ、29件の増加です。
- 総相談件数529件のうち、「不当請求」と判断される相談は127件で、前年同月(165件)と比べ、38件の減少です。
- 契約者の年代別相談件数は、〈図1〉のとおりです。30代が一番多く93件、以下40代79件、50代72件の順です。
- 相談の多かった商品・サービスは、〈表2〉のとおりです。第1位は「インターネット情報」で、以下「消費者金融(サラ金)」、「商品一般」、「四輪自動車」、「インターネット接続回線」、「不動産賃借」となっています。

〈表1〉

区分		総相談件数		販売購入形態別相談件数								危害・危険		不当請求	
		うち 苦情相談	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マル チまがい	電話勧誘 販売	ネガティ ブ・オブ ション	その他 無店舗	不明・無関係	危害	危険	うち架 空請求		
10月	件数	529	495	120	43	154	8	31	0	6	167	4	4	127	10
	構成比 (%)	100.0	93.6	22.7	8.1	29.1	1.5	5.9	0.0	1.1	31.6				
累計	件数	3,727	3,485	936	308	1,152	32	179	6	37	1,077	28	18	954	74
前年同月	件数	500	478	111	35	173	8	26	0	3	144	5	1	165	46

〈図1〉年代別相談件数



〈表2〉商品・サービス上位5品目

順位	商品名等	件数	主な内容
1	インターネット情報	119	アダルト情報サイト、出会い系サイトなど
2	消費者金融(サラ金)	24	消費者ローン
3	商品一般	21	特定できない商品(架空請求ハガキなど)
4	四輪自動車	16	普通自動車、軽自動車など
5	インターネット接続回線	15	インターネット回線等の料金、サービスの内容など
	不動産賃借	15	賃貸アパート、借家など

## お知らせ

## 「無料で日用品をくれる」と近所の会場に誘われたらご注意！

「日用品を無料であげます」などと声を掛けられ、近所の民家や集会所などに数人で集められ、色々な日用品を貰い、すっかり得をした気分になった。その後、業者の巧みな話術に乗せられ、最終的に温熱治療器や寝具類などの高額な商品を買わされてしまったという相談が県内の消費生活センター等に多数寄せられています。

このような販売手法は「催眠(SF)商法」などと呼ばれ、特に高齢者が対象となる傾向があります。

「無料配布」、「格安」などと誘われても、安易に会場に行かないように注意しましょう。

### 事例

近所を散歩していたところ、新規事業のPRと言われ路上で日用品の無料交換チケットを貰い、近所の家に来るように誘われた。

会場において販売員から「この商品を欲しい人は手を挙げて。早い者勝ちだよ！」などと健康食品や日用品を配られ、何度も手を挙げているうちに興奮状態になってしまった。

そのうち高額な家庭用温熱治療器を紹介され「今日だけは特別に半額だよ！」などと販売員の巧みな話術に乗せられて、つい手を挙げて購入してしまった。

後で冷静に考えてみたら余計な買い物だったので解約したい。

### アドバイス

- ① 無料配布や販売会のチラシ、引換券を安易に受け取らないようにしましょう。
- ② 販売会場として自宅等を貸して欲しいと言われても、安易に貸さないようにしましょう。
- ③ ただ同然で色々な物をもらえたとしても、必要のない商品の購入を勧められた場合は毅然と断りましょう。
- ④ 納得のうえで購入する場合であっても、必ず契約の内容を明らかにする書面の交付を受けるなど、事業者の氏名や連絡先について確認しておきましょう。
- ⑤ 商品購入後であっても、条件によってはクーリング・オフができる場合もあります。不安な場合はすぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

新潟県消費生活センターの来所相談は予約制です。まず、電話でご相談下さい。相談電話 025-285-4196